

## コアマガジン社に対するタレント集団訴訟の控訴審判決要旨

平成18年4月26日

弁護士 村上 重俊

### 一 主 文

1 審のプライバシー侵害に関する原告ら勝訴の判断を維持するとともに、藤原紀香など14名全員についてパブリシティ権侵害を認めコアマガジン社に賠償金の支払いを命じる。

\* 原判決中14名の敗訴部分（パブリシティ権）を取り消す。

### 二 理 由

#### 1 公共性とプライバシー権

##### (1) 被告らの主張する社会の正当な関心事の法理

一般公衆の関心事を掲載した写真・記事については公共性が認められるものであるから、プライバシーの侵害に該当しない。

したがって、珍しい写真・素顔の写真・私服姿の写真・学校制服姿の写真等は社会の正当な関心事でありこれらに対する大衆の関心は社会的に許容される。

##### (2) 裁判所の判断

社会の正当な関心事の法理は、犯罪報道等の社会的ないし公益的な価値を有する報道等を保護する考え方であり、1審原告らの芸能活動についての論評あるいは批判とは異なる純然たる私的な言動ないし活動についてまでプライバシーを制限されることは認められない。

「プライバシー権とは個人が自己に関する情報を、いつ、どのように、また、どの程度に他人に伝えるかを自ら決定できる権利である。」から、芸能人の中に自ら私的な情報を発信する者がいても各芸能人がプライバシー権を放棄したものと解することは出来ないし、著名人であるという理由でプライバシー権侵害の違法性が阻却されるわけではない。

#### 2 パブリシティ権侵害の不法行為と損害賠償義務について

##### (1) パブリシティ権により保護される法的利益と侵害の違法性

著名な芸能人には、その肖像等が有する顧客吸引力を経済的利益ないし価値として把握しそれを独占的に享受することが出来る法律上の地位（パブリシティ権）を有するものと解される。

ところが、当該芸能人の顧客吸引力を利用することに伴う多大な経済的効果に目を奪われて当該芸能人の肖像等を無断で利用する者が現れると、当該芸能人の固有の名声・社会的評価・知名度を歪曲ないし軽視し、これを損なわせ汚すこととなり、ファンなどが離れ、イメージが悪化しこれが飽きられるなどの不人気の弊害すら招きかねない。

このような著名な芸能人の肖像等の性質に鑑みると、他の者が無断で商業的な方法で利用する場合には、当該芸能人に対する不法行為を構成し、当該無断利用者は、そのパブリシティ権侵害の不法行為による損害賠償義務を負うと解するのが相当である。

著名な芸能人も、私的領域ではプライバシー権を有し、著作権法による保護、名誉毀損としての保護を受ける場合もあるが、肖像等の無断利用に対する被害の保護には不十分にとどまる場合がさけられない。

そうすると、パブリシティ権について実体法上これを明記する規定がないとしても、何ら法的保護を受けないと解することは、社会の変化、社会通念の変化に応じて人々の私法上の法律生活関係が豊かなものに発展することを否定する考え方というべきであり、著名な芸能人の顧客吸引力を無断で利用する行為に対しては、プライバシー権侵害とは別個の不法行為を構成する場合があると解するのが、公平の原則にも合致する。

またメディアによるパブリシティ権の承認の動きが認められるのを始め掲載雑誌に対し掲載料が支払われる取引慣行が認められるほか、日本音楽事業者協会と多くの出版社との間で、パブリシティ権を最大限尊重する等の覚書が締結されている状況が認められる。

## (2) パブリシティ権と表現の自由の関係

本件雑誌は、表現の自由の保護対象となる可能性もあるが、出版物であるとの一事をもって、表現の自由による保護が優先し、パブリシティ権の権利侵害が生じない解するのは相当ではない。

当該出版物の販売と表現の自由の保障の関係を考慮しながら、当該著名な芸能人の名声、社会的評価、知名度等、そしてその肖像等が出版物の販売、促進のために用いられたか否か、その肖像等が無断の商業利用に該当するかどうかを検討することによりパブリシティ権侵害の不法行為の成否を判断するのが相当である。

芸能人の職業を選択した者は、芸能人としての活動とそれに関連する事項がマスメディアによって批判、論評、紹介などの対象になることや、紹介記事等の一部として自らの写真が掲載されることは容認せざるを得ない。

従って、正当な批判や評論、紹介あるいは慶弔時には報道されることもやむを得ない。

しかし、表現の自由の名のもとに、当該芸能人に無断で商業的な利用目的でその芸能人の写真（肖像等）や記述を掲載した出版物を販売することは正当な表現活動の範囲を逸脱するものであってもはや許されない。